

歯科医師国家試験の施行

歯科医師法（昭和23年法律第202号）第10条第1項の規定により、第112回歯科医師国家試験を次のとおり施行する。

平成 30 年 7 月 2 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 試験期日 平成31年 2 月 2 日（土曜日）及び 3 日（日曜日）
- 2 試験地 北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県
- 3 試験内容 臨床に必要な歯科医学及び口腔衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能
- 4 受験資格
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者（平成31年 3 月11日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (2) 歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後 1 年以上の診療及び口腔衛生に関する実地修練を経たもの（平成31年 3 月11日（月曜日）までに実地修練を終える見込みの者を含む。）
 - (3) 外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの
 - (4) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第18条第1項の規定により歯科医師法の規定による歯科医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの
- 5 受験手続
 - (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
 - ア すべての受験者が提出する書類等
 - イ 受験願書 歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第3号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中长期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

- (イ) 写真 出願前 6 月以内に脱帽正面で撮影した縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのもので、その裏面に㊦の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は歯科医師国家試験運営本部事務所若しくは歯科医師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。
 - なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は歯科医師国家試験運営本部事務所若しくは歯科医師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
- (ウ) 返信用封筒 縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、522円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。
- イ 4 の(1)に該当する者が提出する書類 卒業証明書又は卒業見込証明書
この場合、卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成31年 3 月11日（月曜日）午後 2 時までに卒業証明書を提出すること。
- ウ 4 の(2)に該当する者が提出する書類 歯科医師国家試験予備試験の合格証書の写し（歯科医師国家試験運営本部事務所又は歯科医師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照会を受けたもの）又は合格証明書及び実地修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面又は実地修練を終える見込みであることを証する書面
なお、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出した者にあつては、平成31年 3 月11日（月曜日）午後 2 時までに実地修練を終えたことを証する書面を提出すること。
- エ 4 の(3)又は(4)に該当する者が提出する書類 歯科医師国家試験受験資格の認定書の写し（歯科医師国家試験運営本部事務所又は歯科医師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照会を受けたもの）

- (2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
 - ア 受験に関する書類は、平成30年11月 1 日（木曜日）から同年11月30日（金曜日）までに提出すること。
 - イ 受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、歯科医師国家試験運営本部事務所とする。
 - ウ ただし、下記に掲げる歯科医師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道	ランスタッド・札幌支店
宮城県	ランスタッド・仙台支店
東京都	ランスタッド・試験監督事業部
愛知県	ランスタッド・名古屋支店
大阪府	ランスタッド・難波支店
広島県	ランスタッド・広島支店
福岡県	ランスタッド・福岡支店
 - エ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前 9 時から午前12時までと午後 1 時から午後 5 時までとする。
 - オ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成30年11月30日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - カ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
- (3) 書類の提出については次のことに注意すること。
 - ア 4 の(1)に該当する者で卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成31年 3 月11日（月曜日）午後 2 時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。
 - イ 4 の(2)に該当する者で、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出したものにあっては、平成31年 3 月11日（月曜日）午後 2 時までに実地修練を終えたことを証する書面の提出がないときは、当該受験は原則として無効とする。
- (4) 受験手数料
 - ア 受験手数料は、18,900円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
 - イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
- (5) 受験票の交付 受験票は、郵送により交付する。なお、平成31年 1 月21日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、歯科医師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

- 6 合格者の発表 試験の合格者は、平成31年 3 月18日（月曜日）午後 2 時に厚生労働省及び8 の(2)に掲げる各地の歯科医師国家試験運営臨時事務所にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。
- 7 受験に伴う配慮 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成30年10月 1 日（月曜日）までに歯科医師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
- 8 手続及び問い合わせ先
 - (1) 試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

歯科医師国家試験運営本部事務所	東京都
墨田区江東橋 2 丁目 2 番 3 号	倉持ビルディング第 2 ビル 6 階
郵便番号130-0022	電話番号03 (6659) 9687
 - (2) 5 の(2)のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する歯科医師国家試験運営臨時事務所とする。

試験地	所 在 地
北海道	ランスタッド・札幌支店 国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西 4 丁目 1 番 3 号 伊藤ビル 5 階
宮城県	ランスタッド・仙台支店 国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央 1 丁目 2 番 3 号 仙台マークワン15階
東京都 新潟県	ランスタッド・試験監督事業部 国家試験係 東京都墨田区江東橋 2 丁目 2 番 3 号 倉持ビルディング第 2 ビル 6 階
愛知県	ランスタッド・名古屋支店 国家試験係 愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 6 番 17 号 名古屋ビルディング 6 階
大阪府	ランスタッド・難波支店 国家試験係 大阪府大阪市浪速区難波中 2 丁目10番 70号 パークスタワー10階
広島県	ランスタッド・広島支店 国家試験係 広島県広島市中区本通 6 番11号 明治安田生命広島本通ビル 8 階
福岡県	ランスタッド・福岡支店 国家試験係 福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 6 番 8 号 天神ツインビル 9 階



(号 外)
独立行政法人国立印刷局